

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤1人 (非常勤51人)	うち 国家公務員出身者	*注 常勤1人 (非常勤0人)	常勤1人 (非常勤2人)
職員	6人 (このほか 非常勤職員1人)	うち 国家公務員出身者	常勤2人 (非常勤0人)	常勤2人 (非常勤0人)
予算	2.0億円	うち 国からの財政支出	0.8億円	1.1億円

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	21%
本部	6課 (7人)	うち管理部門 2課(1.5人)	21%
地方	47支部	うち管理部門 (-)	-

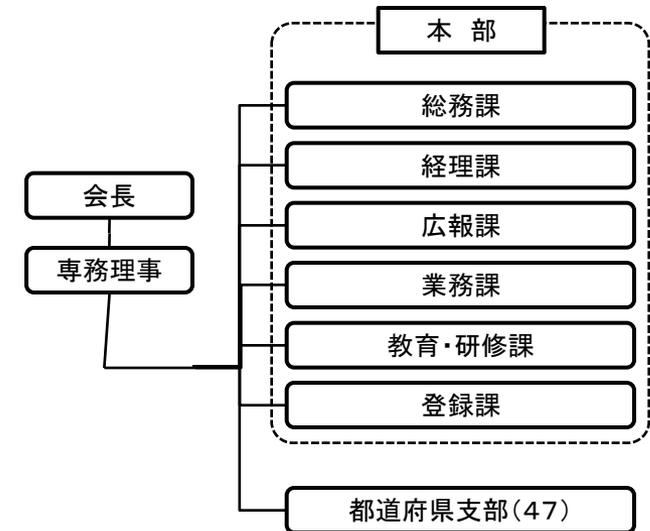
* 支部は各都道府県の会員の事務所等に置き、専属の職員はいない。

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

*注 国家公務員OB常勤役員1名は、平成22年6月23日付けで退任

《主な事務・事業》

事務・事業	予算 (億円)	うち国からの 財政支出
労働安全・衛生コンサルタント 登録事務(指定事業)	0.1	なし
診断等事業(委託事業)	0.8	0.8
研修、調査研究等事業	1.1	なし



労働安全衛生法に基づくコンサルタントの指定登録業務の概要

《登録業務概要》

1. 登録等業務の概要
添付図(P3)を参照

2. 登録申請者数

	労働安全 コンサルタント	労働衛生 コンサルタント	合計
平成17年度	202	123	325
平成18年度	143	130	273
平成19年度	191	96	287
平成20年度	124	120	244
平成21年度	192	120	312

3. 登録手数料

※政令、省令に規定されている。

新規登録 30,000円
書換え又は再交付 2,450円

《指定登録制度の趣旨・指定理由》

1. 指定登録制度の趣旨

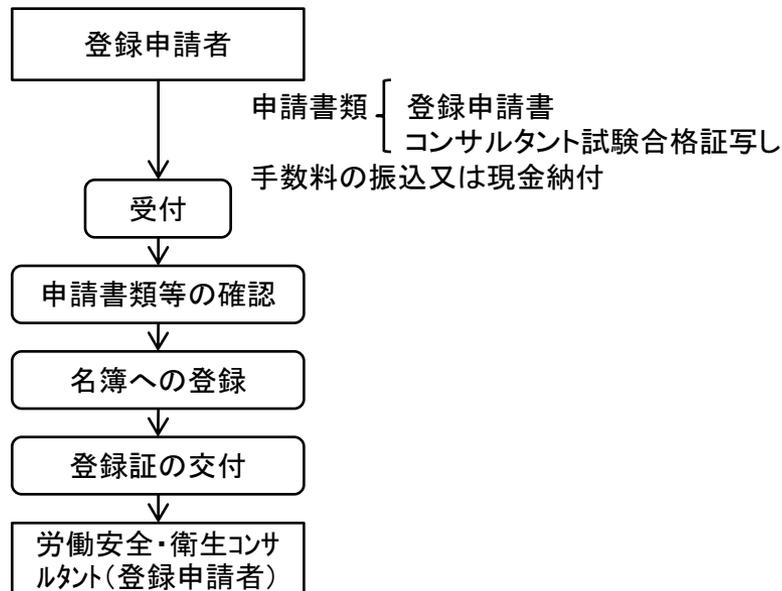
臨時行政調査会の最終答申(昭和58年3月)及び行政改革会議の最終報告(平成9年12月)において、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたこと、及び、コンサルタントの登録者数が急増していたこと等を踏まえ、平成11年の労働安全衛生法改正の際にコンサルタントの登録事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたもの。

2. 指定の理由

コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資する事務を行うコンサルタント会にコンサルタント業務を行うのに不可欠な登録に係る事務を行わせることにより、事務の適正の確保が図られるため。

指定登録機関としての状況

《登録業務の流れ》



《登録事務の収支状況》

(千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	9,983	8,369	8,814	7,501	9,547
手数料	9,983	8,366	8,804	7,496	9,546
補助金	0	0	0	0	0
その他	0	3	10	5	1
支出	9,605	9,146	9,106	9,025	9,192
収支	378	-777	-292	-1,524	355

《登録実施体制》

- * 登録事務を行う場所
コンサルタント会の本部事務所
- * 登録事務を行う日時
土曜日、日曜日、国民の休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- * 担当人員数
1.5人

《登録手数料の積算根拠》

1. 登録手数料:登録業務概要 の3(p2)参照
政令に規定されており、30,000円である。
2. 積算根拠
人件費、物件費を考慮して定めている。

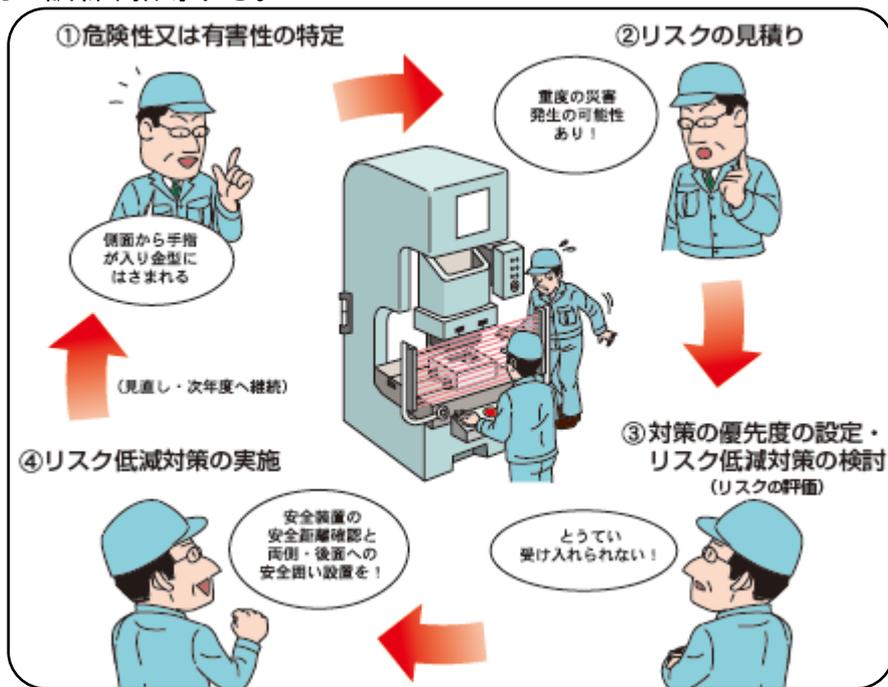
人件費	20,680円
物件費	6,974円
計	27,654円

委託事業の実施状況

中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業 (中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業)

<事業概要>

安全衛生活動に関する自らのノウハウが十分でなく労働災害を発生させた中小事業場を訪問し、災害を起こしてしまった後の後手の対策でなく、未然に防止するために、作業現場の実態に即したノウハウ(リスクアセスメント)を習得してもらうよう専門的・技術的に訓練、指導する。



<H21年度指導実績>

	事業場数
製造業	440
建設業	11
陸上貨物運送事業	12
林業	14
その他	35
合計	512

指導を受けた事業場は、災害発生件数が48%減少

※H20年度事業対象事業場のうちアンケート回答事業場288事業場において、H19年:632件からH21年326件(-306件)

安全成績が優れた職長に対する厚生労働大臣表彰顕彰の補助

安全成績が優れた職長に対する厚生労働大臣表彰顕彰事務の補助、顕彰された職長への研修を行う。

※当法人は本事業はH22年度に初めて受託。

厚生労働省としては顕彰事務を委託することは本年度限りで廃止とし、来年度は自ら行うこととしている。

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントについて

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントとは

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、事業場の求めに応じ、報酬を得て作業現場における安全や衛生の診断を行い、危険箇所の改善等について指導を行う民間の専門家。

(労働安全衛生法第81条)

○ 区分

労働安全コンサルタント: 機械、電気、化学、土木、建築

労働衛生コンサルタント: 保健衛生、労働衛生工学

○ 登録者数(平成21年度末現在)

労働安全コンサルタント: 4,559人

労働衛生コンサルタント: 3,657人

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの主な業務

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) 安全衛生改善計画書の作成に関する指導、助言 | (2) 事業場の安全衛生水準の向上のための診断 |
| (3) 事業場が自主的に行う安全衛生活動に対する指導 | (4) 安全衛生教育の実施 |
| (5) 機械設備に係る仕様書、設計図の作成及び確認、検査立会 | (6) 機械設備や化学物質のリスクアセスメントの実施に係る指導 |
| (7) 健康診断や作業環境測定に係る指導 | |

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントが指導した事業場数

・特定の事業場と顧問契約をしているコンサルタント

約1,900人×6事業場/年=約11,400事業場

・その他のコンサルタント(事業場内のコンサルタント有資格者等)

約6,300人(事業場)

約17,700事業場/年 ※ 推計値

※ (社)労働安全衛生コンサルタント会の調査より推計。平成19年度の調査においては、事業場と顧問契約をしているコンサルタントの割合は23.2%であり、一人当たりの契約事業場数の平均は6事業場であった。このため、コンサルタントの登録人数である8,216人×23.2%=1,900人とし、それに6事業場をかけて約11,400事業場と推計した。

※ その他のコンサルタントは、コンサルタントの登録人数である8,216人から顧問契約をしている約1,900人を差し引き、約6,300人と推計した。

○ その他

労働災害を繰り返し発生させる事業場等に対しては、都道府県労働局長は安全衛生改善計画の作成を指示することができ、その際に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの活用について勧奨することができる。(労働安全衛生法第80条)